

- 2 実用発電用原子炉施設における放射線業務従事者の線量当量管理の状況

原子炉設置者は、原子炉等規制法に基づき原子炉施設における放射線業務に従事する者の線量当量が同法に基づく告示に定める線量当量限度を超えないように管理することが義務づけられている。

平成 10 年度の実用発電用原子炉施設における放射線業務従事者の線量当量は、全ての原子力発電所において、この線量当量限度を下回っている。

放射線業務従事者の線量当量限度：1 年間につき 50 ミリシーベルト女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠中の女子を除く）の腹部については 3 月間につき 13 ミリシーベルト

原子力施設における放射線業務従事者の線量当量管理は、個々の原子炉設置者が施設毎に実施しているが、放射線業務従事者が複数の原子力事業所を移動した場合、その従事者の被ばく履歴を把握することが難しい状況が生じ、全国規模で個人被ばく管理を一元的に管理できる体制の整備が必要となった。

このような状況から、昭和 52 年 11 月（財）放射線影響協会に放射線業務従事者中央登録センターが設立され、放射線業務従事者の被ばく線量の一元的登録管理及び記録の保管を行っている。

原子炉設置者は、中央登録センターに登録された者であることの確認及び他の原子力事業所での被ばくの前歴等を確認し、的確な放射線管理を行っている。

平成 10 年度の 1 年間の線量当量分布を(1)に、四半期毎の線量当量分布を(2)に、女子（妊娠不能と診断された者を除く）の 3 月間の線量当量分布を(3)に示した。

また、平成元年度以降の各年度の実用発電用原子炉施設における放射線業務従事者の線量当量を参考資料に示した。

なお、表の見方は次のとおりである。

放射線業務従事者の「総合計」については、発電所間を移動した放射線業務従事者についてそれぞれの発電所で集計しているため、重複して集計されている。

「総線量当量」については、「社員」「その他」それぞれの項目について小数点以下第 3 位を四捨五入して集計した。したがって、一部で「社員」の項と「その他」の項との和が「合計」と一致しないものがあるが、これは集計上の誤差である。

「平均線量当量」については小数点以下第 2 位を四捨五入して集計した。

「最高線量当量」については、当該発電所においての実績である。

放射線業務従事者数及び線量当量の集計は、管理区域が設定された時点から集計している。

日本原子力発電(株)東海発電所及び東海第二発電所において両発電所を兼務する放射線業務従事者の線量当量は、フィルムバッジで評価された線量当量を両発電所における電子式線量計の計測値の比率を用い分配して集計した。